

事業主 各位

北海道労働局長登録教習機関  
 登録番号 北労安教第20号  
 (公社)北海道労働基準協会連合会  
 函館支部  
 (函館労働基準協会内)

## フォークリフト運転技能講習(31時間コース)のご案内

労働安全衛生法61条(安衛施行令第20条11号)では、最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転の業務にはフォークリフト運転技能講習を修了した者など法定の資格を有する者でなければ当該業務に就かせることができないとされています。

つきましては、標題の技能講習を下記の要領で開催いたしますので、関係者の受講方ご案内いたします。

### 記

#### 1 講習及び修了試験日時

実施日(曜日)	時 間	科目(講習内容)
(1日目)	開講時刻 8時50分	関係法令(1時間)
5月13日(水) (学科)	9時00分~17時10分	荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識(4時間)
	17時10分~18時10分	運転に必要な力学に関する知識(2時間)
(2・3日目)		学科修了試験(1時間)
5月14・15日(木・金) (実技)	8時00分~17時00分	走行の操作(8時間)
(4日目)		
5月16日(土) (実技)	8時00分~17時00分	走行の操作(4時間)
	17時00分~18時00分	荷役の操作(4時間)
		実技修了試験(1時間)

※講習時間等は予定であり、変更する場合があります。

#### 2 受講資格区分及び講習科目・時間

講習科目 資格区分	学科			実技		講習時間の合計
	荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	運転に必要な力学に関する知識	関係法令	走行の操作	荷役の操作	
大型自動車免許・中型自動車免許・普通自動車免許又は、大型特殊自動車免許(カタピラを有する自動車のみを運転することを免許の条件とする者に限る)を有する者。	4時間	2時間	1時間	20時間	4時間	31時間
※ 大型特殊免許(条件なし)を有している方、特別教育(1トン未満)を受けて3か月以上の実務経験ある方は科目免除があり、受講時間・受講料が異なりますので、予め電話等でお問い合わせ下さい						

3 講習会場： 学科 檜山地域人材開発センター運営協会 (桧山郡江差町宇南が丘7-172) )  
 実技 新函館農協 野菜出荷施設 (桧山郡江差町宇水堀51)

4 受講料： 31時間コース 44,250円(税込) (42,600+テキスト代1,650)

講習当日欠席された場合、受講料はお返しできませんのでご了承ください。

5 締め切り： 定員 10名 に達し次第締め切ります。

- 6 申込方法：別添の受講申込書に受講料を添え、(公社)北海道労働基準協会連合会 函館支部  
〒040-0061 函館市海岸町22番5号 共栄運輸ビル3階 TEL 0138-44-0500  
へお申込み下さい。  
郵送による場合は、現金書留をご利用下さい。  
受講料等をお振込の場合は、次の口座をご使用下さい。  
(なお、申請書が遅くなる場合は、振込み時にご一報下さい)  
口座名 (公社)北海道労働基準協会連合会 函館支部  
金融機関 北洋銀行 <sup>ハクダイトウ</sup>万代町支店  
口座番号 (普通) 3360551
- 7 添付書類：受講申込書に自動車運転免許証の写しを必ず添付してください。  
写真は、上半身無帽で最近6か月以内に撮影したものを2枚(30×24mm)  
[デジタルはフォト専用紙に印刷したものに限り]裏面に氏名を記入。
- 8 修了証：学科及び実技について修了試験を行い、合格者には、「フォークリフト運転技能  
講習修了証」を交付いたします。(郵送)
- 9 その他：講習会当日の受講者の変更(代理)は認められません。  
：講習前々日(休日を除く)までの受講取消は、受講料等はお返しいたします。  
ただし、受講料等返還にかかる手数料は申込者の負担とさせていただきます。  
：受講の際は、受講票及び筆記用具(鉛筆HB以上、消しゴム)を必ずご持参下さい。  
実技会場は屋外です。  
ヘルメット、安全靴、手袋、長袖作業服の着用下さい。  
雨具、合羽、防寒着の用意下さい。